10月からプレミアム付商品券を販売します

まちひと交流課

①プレミアム付商品券とは

今年10月1日に予定されている消費税率の引上げが、2019年度住民税非課税者や子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和し、地域での消費を喚起・下支えすることを目的として販売する商品券のことで、5,000円（500円券×10枚）の商品券を4,000円で購入することができます。（プレミアム率25%）

②購入対象の方

次の条件のいずれかを満たす方が、プレミアム付商品券を購入することができます。

■令和元年度（2019年度）住民税非課税者

令和元年度（2019年度）で住民税非課税の方

※住民税課税者と生計を同一にする配偶者、扶養親族及び生活保護を受けている方を除く。

■子育て世帯

平成28年（2016年）4月2日以降令和元年（2019年）9月30日までに生まれたお子さんのいる世帯の世帯主



③販売価格など

■販売価格

1セット5,000円（500円券×10枚）の商品券を4,000円で販売します。

■購入限度額（対象者1人あたり）

- **住民税非課税者：** 5セット25,000円（販売額20,000円）
- **子育て世帯　：** 5セット25,000円（販売額20,000円）×対象のお子さんの数

■販売開始時期　10月1日以降

■利用可能店舗　町内の店舗を対象に、現在取扱店を公募しています。

④申請のご案内など

●購入するためには申請などが必要になります。

プレミアム付商品券については、これからも随時お知らせします。

【問合せ】まちひと交流課　☎82－0111

地域おこし協力隊『いまかね紀行』

木元さんの田舎暮らし「出会いと発見」日誌

地酒リーフレット完成！

みなさんこんにちは、地域おこし協力隊の木元です。

現在、私は地域おこし協力隊の活動として、移住定住関係（ちょっと暮らし体験）や大学連携、ＳＮＳ等の情報発信などの業務を担っていますが、それ以外に自主活動としてお酒についてＰＲを行なってきました。

今金町に来た当初、「純米吟醸今金」がとても美味しく、これは町のＰＲになると感じました。しかしながら、お酒の製造の関係もあり沢山作ることができないことやＰＲするリーフレットも無かったため、自分に何かお手伝いができないかと考え、自主活動の1つとしてお酒の取材を重ねてきました。

皆さんもご存知のとおり、後志利別川のお水とその水で育った酒米を使用して作られた「純米吟醸今金」ですが、お酒を通して今金町の風景や風土なども一緒に特産品をＰＲできたらと考えています。

今回、地酒の会の皆さんや二世古酒造の協力もあり、お酒のリーフレットを作成しました。町内の飲食店さんにご協力をいただき、配布をしておりますので、見かけた際にはぜひお手にとっていただけますと嬉しいです。引き続き、お酒はもちろんのこと今金町の特産品のＰＲをしてまいります。



地域おこし協力隊　木元　希

に5月13日～9月30日までの期間、軽装で執務します。

6
2019
June

函館運輸支局から窓口変更のお知らせ

検査対象外軽二輪（排気量125cc～250ccまで）の届出窓口が、令和元年7月1日から函館運輸支局（登録担当）に変更となります。

【現在】
令和元年6月28日㈮
午後4時まで
一般社団法人
全国軽自動車協会連合会
函館事務所

【変更後】
令和元年7月1日㈪
午前8時45分から
北海道運輸局
函館運輸支局（登録担当）

※軽自動車届出書等の様式が変更されます。（現行の物は使用できません。）

問合せ 北海道運輸局
函館運輸支局（登録担当）
☎050-5540-2002

「借金・金融一般無料相談会」の開催について

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」「金融問題」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。ぜひお気軽にご利用ください。予約不要です。

日時　6月19日㈬
午前9時～12時
会場　函館地方合同庁舎
6階函館財務事務所
会議室

問合せ 北海道財務局
☎011-807-5144

新規学校卒業者の求人はハローワークに申込みを

新規学校卒業者（高校・中学）の求人は6月3日㈪からハローワークにて受付開始、7月1日㈪公開開始です。

求人日程をご理解のうえ、若者の地元就職のため、早期に採用計画を立てましょう。

問合せ ハローワーク八雲
☎0137-62-2509

すずらん無料法律相談会のお知らせ（予約制）

弁護士による無料法律相談会が実施されます。何かお困りのことで弁護士にご相談されたい方は是非ご利用ください。

●相談日時
6月28日㈮
午後1時～午後4時
（1人30分）

●相談場所
今金町民センター
1階　小会議室A

※6月24日まで予約受付

問合せ 役場総務財政課
☎82-0111

未来に残そう青い海

海や海岸で、ゴミの不法投棄、焼却をすることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

せたな町の海をキレイに保ち、これから始まる海水浴シーズンを気持ちよく楽しむため、自分が出したゴミは自分で持ち帰る、指定のごみ袋に入れて指定のごみ収集場所に入れる等、適正に処分するようお願い致します。

問合せ 瀬棚海上保安署
☎0137-87-2634

法テラス八雲通信

権利行使と刑法犯

■法律相談を受けていると、紛争になってしまった相手との交渉の仕方について、相談を受けることがあります。弁護士などに依頼せずに、ご自分で交渉をする場合には、注意をしてほしいことがあります。

■例えば、感情が高ぶって、書類などを相手に投げつけたりしてしまうと、暴行罪に該当する可能性があります。裁判所は、相手の身体に直接触れなくても暴行罪の成立を認める判断をしています。

■他には、脅迫罪にも注意をしないといけません。脅迫とは、一般人が畏怖をするような害悪を伝えることを言います。脅迫は、言葉だけでなく態度でもよいと解されており、例えばハンマーなどを握りながら「金を返せ」ということは、脅迫にあたります。「裁判をおこすぞ」、「警察にいうぞ」等と発言することは、脅迫にあたるでしょうか。真実には権利を行使する意思がなく、単に相手を畏怖させる目的で当該発言をした場合には、脅迫にあたると判断した判例があります。

■約束を破られてしまい、憤る気持ちは十分に理解できるのですが、正当な権利を実現するためにも、相手との交渉は忍耐強く、慎重に進めていかなければなりません。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、３回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050 - 3383 - 8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所　弁護士　坪井　清隆
☎050－3383－8366

ストップ！消費者問題

実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が国民生活センターに寄せられています。

心当たりのない着信に出てしまった場合も、「○○です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれても、絶対に答えてはいけません。それ以上会話を続けず、すぐに電話を切ってください。着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話か分かった上で電話に出ることもトラブルを避ける有効な手段の一つです。

もし、不審な電話があったら、すぐに電話を切り、役場や交番に連絡してください。

問合せ
・せたな警察署今金交番
☎82-0435
・役場まちづくり推進課
☎82-0111

来庁者の方々にソフトなイメージで接することを目的